

福岡市保育体制強化事業補助金交付要綱

(通則)

第1条 福岡市保育体制強化事業補助金の交付については、福岡市補助金交付規則（昭和44年福岡市規則第35号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、地域住民、子育て経験者等の地域の多様な人材（以下「保育支援者」という。）を、保育所等における施設外での活動の際の児童の見守りその他の保育に係る周辺業務に活用することにより、施設内外における児童のさらなる安全を確保するとともに保育士の負担を軽減し、児童の安全な保育環境及び保育士が働きやすい職場環境を整備することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、「保育所等」とは、福岡市内に所在する次の各号に掲げるものとする。

(1) 保育所

児童福祉法（昭和22年法律第164号（以下「法」という。））第35条第4項の規定により設置された保育所をいう。

(2) 幼保連携型認定こども園

法第39条の2第1項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。

(3) 小規模保育事業

法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業をいう。

(4) 家庭的保育事業

法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業をいう。

(5) 事業所内保育事業

法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。

(6) 幼稚園型認定こども園

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第3条第1項の認定を受けた幼稚園型認定こども園をいう。

(補助対象事業)

第4条 補助金を交付する対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に定めるところとする。

(1) 保育所及び幼保連携型認定こども園が、次の①に掲げる業務又は①に掲げる業務及び②から⑥までに掲げる業務のいずれかを行うための保育支援者（保育士資格を有しない者であって、平成26年4月1日以降に配置した者に限る。）を配置する事業

① 児童の園外活動時の見守り等（保育体制強化事業実施要綱（令和4年子発0330第8号別添6）5(2)①に規定する業務）

② 保育施設、遊ぶ場所、遊具等の消毒又は清掃

③ 給食の配膳又は片付け

④ 寝具の用意又は片付け

⑤ 外国人の児童の保護者等との意思疎通に係る通訳又は翻訳

⑥ その他、保育士の負担軽減に資する業務

(2) 小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業及び幼稚園型認定こども園が、前号①に掲げる業務を行うための保育支援者（保育士資格を有しない者であって、平成26年4月1日以降に配置した者に限る。）を配置する事業

(3) 保育所等が、登園時の繁忙な時間帯やプール活動時など、特に見守りや児童の所在確認等が必要な時間帯にスポット支援員（平成26年4月1日以降に配置した者に限る。）を配置し、安全な保育体制の強化を行う事業

2 前項第1号に規定する事業を実施する保育所及び幼保連携型認定こども園は、福岡市に対し、実施計画書を提出するものとする。実施計画書には、①本事業による保育支援者の業務及び保育士の業務負担が軽減される内容、②職員の雇用管理や勤務環境の改善に関する取組（保育支援者又はスポット支援員の配置を除く。）を記載すること。

3 第1項第1号①に掲げる業務を行う保育支援者は、当該年度内において市長が適当と認める交通安全に関する講習会を受講しなければならない。

4 保育所及び幼保連携型認定こども園が第1項第3号に規定する事業を実施する場合は、第1項第1号に規定する保育支援者とは別に加配しなければならない。

（補助対象経費）

第5条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要する経費のうち、次に掲げる費用とする。ただし、子ども・子育て支援法第11条に規定する子どものための教育・保育給付、福岡市保育協会補助金その他の補助金の交付等により、当該経費が交付されている場合を除く。

- (1) 報酬
- (2) 給料
- (3) 職員手当等
- (4) 賃金
- (5) 報償費
- (6) 旅費
- (7) 共済費
- (8) 役務費
- (9) 委託料
- (10) 使用料及び賃借料

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、別表に定める額を上限とし、予算の範囲内で市長が決定し交付する。

(補助対象者)

第7条 この要綱に基づき、補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。なお、本補助金の交付対象団体は公募により募集する。

- (1) 福岡市内に所在する保育所等を運営する者であること
- (2) 本市の市税を滞納していないこと。

(申請の手続)

第8条 保育所等は、補助金の交付を受けようとするときは、福岡市保育体制強化事業補助金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して、市長に申請しなければならない。

2 前項の申請は、保育支援者又はスポット支援員を配置した日の属する月の翌月の末日までに行わなければならない。

(交付決定の通知)

第9条 市長は、前条第1項の規定による補助金の交付の申請があったときは、審査の上、補助金の交付の決定を行い、速やかに決定の内容及び交付の条件を福岡市保育体制強化事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により当該申請を行った者（以下「申請者」という。）に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第10条 申請者は、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付の決定の通知を受けた日から10日以内にその旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

（事業の変更）

第11条 第9条の決定を受けた者（以下「補助金交付決定者」という。）は、保育支援者又はスポット支援員を新たに配置し、又は配置しないこととしたときは、福岡市保育体制強化事業補助金変更届出書（様式第3号）により、速やかに市長に届け出なければならない。

（状況の報告）

第12条 補助金交付決定者は、補助事業の収支状況を明らかにするために必要な書類を備え付けるとともに、補助事業の遂行状況について市長から報告を求められたときは、速やかにその状況を報告しなければならない。

（実績報告）

第13条 補助金交付決定者は、福岡市保育体制強化事業補助金実績報告書（様式第4号。以下、「実績報告書」という。）に必要な書類を添付して、当該年度終了後速やかに市長に報告しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第14条 市長は、前条の報告を受けた場合において、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、福岡市保育体制強化事業補助金実績調査報告書（様式第5号）を作成するとともに、交付すべき補助金の額を確定し、福岡市保育体制強化事業補助金確定通知書（様式第6号）により速やかに当該認定事業者に通知するものとする。

2 市長は、保育所等運営者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

（交付決定の取消等）

第15条 市長は、次に掲げる場合には、第9条の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 保育所等運営者が法令、本要綱、実施要綱又はこれに基づく市長の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 保育所等運営者が補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

- (3) 保育所等運営者が補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
- (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 市長は、前項の取消しをした場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(暴力団の排除)

- 第16条 市長は、福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号。以下「暴排条例」という。）第6条の規定に基づき、本条に規定する排除措置を講じるものとする。
- 2 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定に関わらず、補助金を交付しないものとする。
 - (1) 暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員
 - (2) 法人でその役員のうちに前号に該当する者のあるもの
 - (3) 暴排条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
 - 3 市長は、申請者が前項各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
 - 4 市長は、暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、申請者に対し、当該申請者（法人であるときは、その役員）の氏名、生年月日等の個人情報提出を求めることができる。

(補助金の交付の時期)

- 第17条 市長が補助事業者に交付する補助金は、第14条の規定により確定した額を補助事業の終了後に交付するものとする。ただし、補助事業の性質上、その事業の終了前に交付することが適当と認めるときには、福岡市補助金交付規則第17条第1項ただし書の規定を適用し、事前に交付するものとする。

(委任)

- 第18条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、こども未来局長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

- 2 この要綱は、令和3年3月31日をもって廃止する。なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年8月7日から施行し、同年4月1日から適用する。
- 2 この要綱による改正前の要綱第4条第2項第2号の要件を満たすものとして、令和2年7月6日までに第8条の申請を行った者については、令和2年度に限り、改正後の要綱第4条第2項第2号の要件を満たすものとみなす。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和7年3月31日をもって廃止する。なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年6月20日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年8月18日から施行し、同年4月1日から適用する。
- 2 適用日からこの要綱の施行の日の属する月までに配置された保育支援者又はスポット支援員の申請は第8条第2項の規定にかかわらず、令和5年10月31日までに行わなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和11年3月31日をもって廃止する。なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。

別表

補助対象事業	補助対象施設	補助上限額
保育支援者の配置 (第4条第1項第1号①～⑥に規定する業務)	・ 保育所 ・ 幼保連携型認定こども園	対象施設1箇所につき 月額14万5千円
保育支援者の配置 (第4条第1項第1号①に規定する業務)	・ 小規模保育事業 ・ 家庭的保育事業 ・ 事業所内保育事業 ・ 幼稚園型認定こども園	対象施設1箇所につき 月額4万5千円
スポット支援員の配置 (第4条第1項第3号に規定する業務) ※保育所及び幼保連携型認定こども園については、保育支援者と別に加配すること	・ 保育所 ・ 幼保連携型認定こども園 ・ 小規模保育事業 ・ 家庭的保育事業 ・ 事業所内保育事業 ・ 幼稚園型認定こども園	対象施設1箇所につき 月額4万5千円